

消費行動を通じ公正で持続可能な社会の実現へ

NPO法人 消費生活ネットワーク新潟
副理事長 江花 史郎

2021年10月に適格消費者団体として認定を受けてから、2回目の総会を迎えることになりました。

適格消費者団体として差し止め訴訟を提起することができるようになったことで、事業者に対する不当な規約や約款の使用停止や修正の申し入れをより実効的に行うことができるようになりました。当団体では、申し入れ活動を主に検討委員会が担当していますが、本ニュースレターでは、検討委員会のこれまでの活動内容を総覧して振り返っていただける内容を盛り込みました。会員の皆様のご支援、委員らの尽力により、大きな成果が上がっていると感じていただけたと思います。

また、2022年度は、新潟県からの委託により、全3回の「消費者志向経営普及啓発セミナー」を企画・運営いたしました。本セミナーのテーマである消費者志向経営とは、消費者と事業者が協働して持続可能で望ましい社会の構築を目指すというものです。SDGsなどでも謳われている持続可能な社会の実現のためには、事業者には、利益追求だけでなく、事業を通じた環境や社会への取り組みが求められています。消費者の視点に立ち、社会的責任を自覚して事業活動を行うという消費者志向経営は、まさに「つくる責任」といえます。

一方で、消費者も、エシカル消費など、持続可能な消費により企業を育て社会を変えていく姿勢が求められています。

「つかう責任」といえます。また、これらの実現のためには、消費者と企業の双方向のコミュニケーションを深めることが必要と考え、3回のセミナーには、消費者と事業者が意見交換するパートを設けました。アンケートでは、「消費者側がもっと気軽に思いを伝えてみても良いのかもしれないと感じるきっかけになった」「消費者の代表が忌憚のない意見を言ってくれた」などの感想をいただきました。

消費者志向経営を実践している事業者を応援することは、消費者市民社会の形成にも資するものです。買い物の場面において、主体的に情報を集め、多角的な視点から商品を選択することは、悪質商法被害にあいにくい消費者を育てることもつながります。

2023年度も、事業者に対する申し入れ活動を進めるとともに、消費者市民社会の形成に向けた企画を行っていきます。



HPのURL変更のお知らせ

この度、皆さまにより安全にホームページをご利用いただけますように、当団体のホームページの全ページを常時SSL化のためURLを変更いたしました。

変更期日：2023年4月1日

新URL： <https://www.network-niigata.org>

旧サイトをリンクやブックマークまたはお気に入り登録いただいている場合はお手数ですが、新サイトの再登録をお願いいたします。

検討委員会

皆さまからの情報提供により、不当な規約などが改善されました。
(2022年4月～2023年5月30日現在)

事業者	概要
㈱丸昌 (着物販売・レンタル)	商品受け取り前のキャンセル料、商品未返却時の違約金の規約などを改めるよう申し入れましたが、誠意ある回答が無かったため差止請求書*を送付した結果、申し入れた条項が改定されたことをHPで確認し2022年10月終了しました。
健康美人研究所 (白髪染め販売)	不良品の返品規定、未成年者の行為、一方的な規約の改定などを改めるよう申し入し、規約を改定する旨の回答が届き2022年12月終了しました。
㈱ピカイチ (健康食品販売)	未成年者の行為、パスワード利用の責任、商品の交換・返品、転売禁止、会員資格の抹消、損害賠償などの規約の改定などを改めるよう申し入れました。不十分な回答が届き、再申し入をしました。修正する旨の回答が届き2023年4月に終了としました。
㈱レッドビジョン (育毛剤販売)	商品の交換・返品、会員資格の抹消、損害賠償、免責、契約内容の変更、一方的な規約の改定などを改めるよう申し入し、一部改訂する旨回答がありました。2023年4月再申し入を行い、5月事業者より再申し入れに関し、修正をする旨回答が届いています。
共栄タイヤサービス㈱ (レンタカーサービス)	レンタカーが利用できない場合の損害、中途解約の解約料、返還後の忘れ物の処分、指定返還場所以外の場所の回送費用などの規約に関し、2018年申し入れをしました。事業者から全国レンタカー協会の標準約款が参考で、改定予定との回答がありました。2021年民法改正に伴う標準約款の改定があったため、改めて2022年度に事業者に申し入れを行いました。現在回答を待っています。
トレイルランナーズ (トレラン運営)	エントリー料金の返還、傷病発生時の責任・補償、レース中止時の参加費、キャンセル料などの規約を改めるよう申し入れました。2023年4月一部改訂の回答があり、5月再申し入を行っています。

※差止請求書とは、消費者契約法第41条1項に基づく請求書のこと
あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点などを記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達から1週間を経過した後に差止請求訴訟を提起できる。

情報提供のお願い

不当契約・不当解約拒否・不当勧誘などの
消費者トラブルや被害情報をお寄せください

活動委員会

～あなたも活動委員会で一緒に活動しませんか～

新聞の折込チラシ、広告などで「簡単に痩せる」とか「病気が治る」など「これって、おかしくない？」と思う表示などを消費者目線で話し、事業者へ問合せを行い、さらに問題があると思われる表示は検討委員会へ報告して申し入れにつなげていく活動をしています。

皆様のご参加をお待ちしています。

- ・開催: 2ヶ月に1回 土曜日の午後2時間程度
- ・会場: 新潟市市民活動支援センター(新潟市中央区西堀6番町894-1)
- ・交通費: 実費をお支払いします
- ・問合せ・申込先: TEL:025-384-4021 FAX:025-384-4022 Mail:ssnetwk@axel.ocn.ne.jp